

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：教育研究基礎経費の配分対象の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 「教育研究基礎経費」については、毎年度、教員個人（特任教員を含み、大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。）に配分し、<u>特任教員については、教員配分単価の20%の予算額を配分する。プロジェクトを担当する専任教員等で、配分の適否について判断を要する場合は、教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この取扱いは、平成30年12月13日から施行し、平成30年度教育研究経費の配分から適用する。</p>	<p>第1 「教育研究基礎経費」については、毎年度、教員個人（特任教員を含み、大学院連合学校教育学研究科専任教員<u>及び教員養成開発連携センター専任教員</u>を除く。）に配分する。特任教員については、教員配分単価の20%の予算額を配分する。</p> <p>[省略]</p>